

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和2年度)

作成日 2021/2/10

最終更新日 2021/2/10

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日		2021(令和3)年1月1日
国立大学法人名		国立大学法人東京大学
法人の長の氏名		五神 真
問い合わせ先		本部経営戦略課経営戦略チーム TEL: 03-5841-0735, 1751, 2760 E-mail: keieisenryaku.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp
URL		https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/index.html
【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認		<p>【経営協議会からの意見】 本報告書の内容については、令和3年1月20日の経営協議会において審議し、了承しています。 本報告書において、東京大学が速やかに方針等を策定することとした件(補充原則1-4②(法人経営を担い得る人材の育成方針)、補充原則2-1-3②(総長を補佐する人材に求められる資質能力)並びに原則3-1-1及び補充原則3-1-1①(経営協議会の学外委員の選考方針))については、いずれも大学経営のガバナンスを更に向上させるうえで重要であり、この対応は積極的に評価できます。今後、十分議論した上で策定する必要があると考えます。 また、総長選考については、検証委員会による総長選考プロセスの検証報告書を踏まえ、総長選考会議に関するタスクフォースの検討も開始されたところ、このようなプロセス向上のために前向きなアクションを取っていることを本報告書に記載することが適当ではないかと考えます。</p> <p>【意見への対応方針】 学内において十分に議論し、速やかに方針等の策定を行う予定です。 また、本報告書に、総長選考プロセスの更なる改善、向上にむけた取組を記載しました。</p>
監事による確認		<p>【監事からの意見】 本報告書の内容については、学内諸会議での審議を経て、令和3年2月10日に了承しています。 監事として、各原則に対する適合状況等を大学本部から直接ヒアリングするとともに、学内諸会議での審議など報告書の公表に至るまでのプロセスを確認してきました。報告書の内容およびそ</p>

	<p>のプロセスは適切なものと判断します。</p> <p>東京大学では、国立大学法人ガバナンス・コードへの適合状況を詳細に確認しており、そして、これを大学経営の更なる向上に活かそうとする自律的かつ積極的な姿勢が認められます。このような取組みは、高く評価できるものであり、今後、速やかに策定、公表することとした方針等は、本学のガバナンスを更に強固にするものになると期待できます。</p> <p>また、監事としては、内部統制システムについて、その重要性に鑑み、補充原則 2-1-3③及び原則 4-2にあるとおり状況の変化に応じ継続的な見直しを図ることについて、今後も注視していきたいと考えます。</p>
--	---

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、下記に説明する原則を除きすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		<p>【補充原則 1-4②】 東京大学基本組織規則に基づき、総長補佐として、全学的な課題に取り組むなど総長等の職責遂行を助ける経験を積ませ、総長特任補佐として、特に必要な重要事項などに関し総長等の職責遂行を助ける経験を積ませ、また、副研究科長、副部長、副所長等として、部局長の職責遂行を助ける経験を積ませることにより、法人経営に必要な能力開発、将来の法人経営人材の育成を計画的に行っていますが、方針としてとりまとめたものではなく、育成方針を速やかに策定し公表することとしています。</p> <p>なお、本学では、総長補佐制度を 40 年以上、総長特任補佐制度及び副研究科長・副部長・副所長制度を 15 年以上にわたり続けており、教員出身の理事や研究科長・研究部長・研究所長など法人経営、教学運営を担う幹部人材の育成の仕組みとして機能していると考えます。</p> <p>【補充原則 2-1-3②】 東京大学基本組織規則により、副学長、学部長・研究科長のほか総長を補佐する者として副理事、総長特任補佐、総長補佐並びに研究部、教育部及び附置研究所の長並びに附属図書館、文書館、国際高等研究所、学内共同教育研究施設、学際融合研究施設及び全国共同利用施設の長を任命するに当たっては、それぞれの職務を遂行しうる人材を適材適所に任命していますが、それぞれに求められる資質能力として示したものはなく、速やかに策定することとしています。</p> <p>総長を補佐するそれぞれの職について、東京大学基本組織規則及び各組織に関する規則に責任・権限等を規定し、総長は、副学長、副理事、総長特任補佐それぞれの担当を定め、理事等の分担及び役員・部課長・研究科長等名簿において明確にしています。</p> <p>また、総長が、東京大学ビジョン 2020 の実施状況や成果、中期目標・中期計画、年度計画及び実績報告書に基づき、各担当副学長等及び各部局の達成目標とその達成状況や勤務成績を考慮して給与・賞与・手当の評価を行っています。</p> <p>【原則 3-1-1】 【補充原則 3-1-1①】 経営協議会の学外委員に関しては、法人経営に広く社会の多様な意見を反映させるため、産業界、教育界等多様な分野から選考していますが、方針として取りまとめたものではなく、選考方針を速やかに策定し公表することとしています。</p> <p>また、経営協議会の会議運営に当たっては、審議を活性化させるため以下のとおり工夫を施しています。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・学外委員を含め多くの委員に出席いただくため、あらかじめ翌年度一年間の開催日程を設定しています。 ・経営協議会の職掌及び権能について「東京大学経営協議会規則」に定め、当該規則に基づき経営に関する議題について厳選し、経営、組織運営等の類型別に整理して審議することとしています。 ・会議開催日前に委員へ資料を送付し、事前に議題、資料を確認いただくことで、会議当日に十分な審議時間を確保できるようにしています。 ・オンラインでの開催や、必要に応じて臨時開催、書面審議を実施し、適時適切に法人経営に関する決定が行われるよう取り組んでいます。 ・経営協議会の開催に当たっては、議長である総長が招集するほか、委員5名以上の連名で会議の招集を求めることが可能としています。
--	--	---

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】

記載事項	更新の有無	記載欄
<p>原則1-1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋</p>		<p>東京大学の理念と目標を明らかにした「東京大学憲章」を平成15(2003)年3月に制定し、「世界の公共性に奉仕する大学」を目指すこととしています。</p> <p>五神総長の任期中における行動指針である「東京大学ビジョン2020」を平成27(2015)年10月に策定しています。</p> <p>東京大学ビジョン2020は、研究・教育・社会連携・運営の4つの「ビジョン」とそれらを実現するための具体的な方策である「アクション」から構成されており、詳細については本学ウェブサイトをご覧ください。</p> <p>平成29(2017)年には、東京大学ビジョン2020に掲げた取組・改革を加速するため、指定国立大学法人制度の枠組みを活用し、「地球と人類社会の未来に貢献する「知の協創の世界拠点」の形成」をまとめ、工程表とともに公表しています。</p> <p>【参照資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京大学憲章 https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/overview/b04.html ・東京大学ビジョン2020 https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400035564.pdf ・東京大学指定国立大学法人構想調書（要約版）—地球と人類社会の未来に貢献する「知の協創の世界拠点」の形成— https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400064894.pdf ・東京大学指定国立大学法人構想工程表 https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400151610.pdf ・中期目標・中期計画インデックス https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/overview/b05.html
<p>補充原則1-2④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等</p>		<p>東京大学ビジョン2020は、構想を実現するための具体的な行動指針として、研究・教育・社会連携・運営の4つの「ビジョン」、及びそれを実現するための「アクション」を掲げており、各アクションに基づく取組及びその工程の整理、進捗状況の検証等を行うことを定めた「『東京大学ビジョン2020』のフォローアップに関する基本方針」を策定し、その具現化を目指すこととしています。</p> <p>上記基本方針に基づき、取組の成果と進捗を集約した「東京大学ビジョン2020中間報告書」を平成30(2018)年3月に学内外に公表しています。</p> <p>また、「東京大学ビジョン2020」を踏まえて策定した中期目標・中期計画、年度計画に係る各事業年度の実績報告書及び評価結果を公表しています。</p> <p>【参照資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「東京大学ビジョン2020」のフォローアップに関する基本方針 https://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/sochosaitai/utss-24

		<p>6. pdf</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京大学ビジョン 2020 中間報告書 –東京大学ビジョン 2020 と東大改革の進捗– https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400078971.pdf ・諸取組の個別の成果 https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400078972.pdf ・各部局における固有の取組の成果 https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400107643.pdf ・中期目標・中期計画、年度計画、実績報告書、評価結果 https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/overview/b05.html
<p>補充原則 1 – 3 ⑥ (1) 経営及び教 学運営双方に係る 各組織等の権限と 責任の体制</p>		<p>「東京大学憲章」において、東京大学は、総長の統括と責任の下に、教育・研究及び経営の両面にわたって構成員の円滑かつ総合的な合意形成に配慮しつつ、効果的かつ機動的な運営を目指すことを明記しています。</p> <p>「東京大学基本組織規則」に本学における組織の原則として、教育研究部局は、総長から任命された長の統括の下に、「東京大学憲章」に則り、教育研究の活動を自らの発意と責任において実施すること及び、総長、理事、学部長、研究科長（研究部及び教育部の部長を含む）、附置研究所長の権限・責任をそれぞれ以下のとおり規定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総長は、大学法人を代表し、その業務を総理するとともに、学校教育法の定めるところにより、大学法人が設置する東京大学の長として、その校務をつかさどり、所属職員を統督する（第 5 条第 1 項）。 ・理事は、総長の定めるところにより、総長を補佐して大学法人の業務を掌理する（第 6 条第 1 項）。 ・学部長は、学部に関する校務をつかさどり、学部の教授会を主宰し、所属教職員を統督する（第 25 条第 1 項）。 ・研究科長は、研究科に関する校務をつかさどり、研究科の教授会を主宰し、所属教職員を統督する（第 31 条第 2 項）。 ・研究所長は、研究所に関する校務をつかさどり、研究所の教授会を主宰し、所属教職員を統督する（第 42 条第 1 項）。 <p>【参照資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京大学憲章 https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/overview/b04.html ・東京大学基本組織規則（第 2 条） https://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_honbun/au07405931.html
<p>補充原則 1 – 3 ⑥ (2) 教員・職員 の適切な年齢構成 の実現、性別・国 際性・障がいの有</p>		<p>「中期計画」及び「年度計画」において、教員については若手教員比率を 28%以上と定め、職員については、「人事に関する計画」を踏まえて策定する採用計画に基づき、年齢等の受験資格が異なる多様な採用活動（独自採用試験、統一採用試験及び総合職（事務）への転換試験（各募集要項で採用予定人数を公表））を組み合わせることで実施することにより、</p>

<p>無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針</p>	<p>適切な年齢構成の実現を図っています。</p> <p>「中期計画」及び「年度計画」の「人事に関する計画」において以下のとおり雇用方針を策定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性別、年齢、国籍、障害等の有無にとらわれず、能力・適性に応じた雇用・人事を行い、教職員の多様性を高める。 ・教職員の人事は、公正な評価に基づき、自律的にこれを行う。 <p>男女共同参画の観点から、「中期計画」において女性教員比率を25%まで高めることを目指し、女性幹部職員の登用率を20%と定めています。また、東京大学「男女共同参画加速のための宣言」において、教員・研究員を公募する際は女性の応募を歓迎すること、及び公正に行った評価に基づき女性研究者を積極的に採用することを発表し、この宣言に基づき、本学採用情報ページにおいて「女性の応募を歓迎する」旨を周知しています。</p> <p>次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」においても、女性教員比率と女性幹部職員登用率の目標を掲げ、それぞれの取組内容等を策定し、公表しています。</p> <p>本学は、「東京大学憲章」に、構成員の多様性が本質的な意味をもつことを認識し、障害の有無を含めた多様な構成員が差別されることなく、その能力を十分に発揮し、広く大学の活動に参画できるキャンパスの構築に向けて努力することを誓い、全学的なバリアフリーを推進するため「東京大学におけるバリアフリーの推進に関する指針」を策定し、公表しています。</p> <p>【参照資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標・中期計画「研究実施体制等に関する目標を達成するための措置」「人事に関する計画」 https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400145928.pdf ・年度計画「研究実施体制等に関する目標を達成するための措置」「人事に関する計画」 https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400137225.pdf ・職員採用試験情報 https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/index.html ・東京大学職員採用試験・国立大学法人等職員採用試験 https://www.u-tokyo.ac.jp/recruit/info/index_j.html ・東京大学事務職員（総合職（事務））への転換試験 https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/staff.html ・東京大学男女共同参画加速のための宣言 https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400110938.pdf ・東京大学採用情報 https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/index.html ・東京大学一般事業主行動計画 https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/actions/public15.html ・東京大学におけるバリアフリーの推進に関する指針
---------------------------------------	---

		<p>http://ds.adm.u-tokyo.ac.jp/material/pdf/20190820112513.pdf</p>
<p>補充原則 1-3⑥ (3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p>		<p>「中期計画」及び「年度計画」において、中期目標期間及び各年度の「予算、収支計画及び資金計画」を策定し、公表しています。</p> <p>このほか、キャンパス整備にあたって、以下の計画を策定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育・研究にかかる構想をキャンパスの中で総合的かつ戦略的に実現させるための基本理念及び指針として「東京大学キャンパス計画大綱」を策定 ・3 極構造を構成するキャンパス（本郷地区、駒場地区、柏地区）ごとに再開発・整備し、学問の質的・量的発展に対応した教育研究活動の展開を可能にする良好な環境を作り出していくためのマスタープラン「キャンパス計画要綱」を制定 <p>【参照資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標・中期計画「（別紙）予算、収支計画及び資金計画」 https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400039989.pdf ・年度計画「（別紙）予算、収支計画及び資金計画」 https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400137227.pdf ・東京大学キャンパス計画大綱 https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400003246.pdf ・キャンパス計画要綱 https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400003293.pdf
<p>補充原則 1-3⑥ (4) 及び補充原則 4-1③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）</p>		<p>本学における教育・研究に係る財務状況、活動状況やコスト等の資金状況等については、「財務諸表」、「事業報告書」等の義務的開示のほかに、詳細な財務構造や経年推移、セグメント別の状況を示した「財務情報」を毎年度公表しています。</p> <p>その他本学独自の取り組みとして、大学が生み出す価値とそれに必要なコストを説明し、それらに理解・共感いただくことで、新たな支援につなげるため、大学が持つ無形の知的資産（非財務情報）を経営理念や経営戦略と結びつけ、大学の活動とその成果とともに財務情報との関連性を明らかにする「統合報告書」を毎年度作成し、公表しています。最新の 3 作目からは、大学債を発行した東京大学が、社会や市場に真の経営体としての活動を財務面においても評価いただくため、東京大学オリジナルの財務諸表を開発し、公表しています。</p> <p>【参照資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務諸表 https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400146136.pdf ・事業報告書 https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400144827.pdf ・2019 年度財務情報 https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400146560.pdf

		<ul style="list-style-type: none"> ・東京大学統合報告書 https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/public-relations/IRIR.html
<p>補充原則 1-4② 法人経営を担い る人材を計画的 に育成するため の方針</p>		<p>「東京大学基本組織規則」に基づき、総長補佐として、全学的な課題に取り組むなど総長等の職責遂行を助ける経験を積ませ、総長特任補佐として、特に必要な重要事項などに関し総長等の職責遂行を助ける経験を積ませ、また、副研究科長、副部長、副所長等として、部局長の職責遂行を助ける経験を積ませることにより、法人経営に必要な能力開発、将来の法人経営人材の育成を計画的に行っていますが、方針としてとりまとめたものはなく、育成方針を速やかに策定し公表することとしています。</p> <p>【参照資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京大学基本組織規則（第16条、第31条、第36条、第42条） https://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_honbun/au07405931.html
<p>原則 2-1-3 理事や副学長等 の法人の長を補 佐するための人 材の責任・権限</p>		<p>本学では「東京大学基本組織規則」に基づき、理事、副学長のほか総長を補佐する者として副理事、総長特任補佐及び総長補佐並びに学部、研究科、研究部、教育部及び附置研究所の長並びに附属図書館、文書館、国際高等研究所、学内共同教育研究施設、学際融合研究施設及び全国共同利用施設の長を適材適所に任命しています。</p> <p>それぞれの責任・権限等については、同規則及び各組織に関する規則において定めており、それぞれの氏名、担当業務を「役員・部課長・研究科長等名簿」に掲載しています。</p> <p>【参照資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京大学基本組織規則 https://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_honbun/au07405931.html ・東京大学規則集（第3章 全学組織等） https://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/kisoku_mokuji_j.html ・役員・部課長・研究科長等名簿 https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/overview/b02_02.html
<p>原則 2-2-1 役員会の議事録</p>		<p>「東京大学基本組織規則」に、役員会に関しその議事の手続等必要な事項は役員会において定めることを規定し、当該規定に基づき「役員会の議事の手続き等に関する申合せ」を定めております。</p> <p>役員会の議事録については、当該申合せにおいて、あらかじめ総長が指名した理事がその原案を作成し、次回の役員会に提出し承認を得ることとしており、その上でウェブサイト公表しています。</p>

		<p>【参照資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京大学基本組織規則 https://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_honbun/au07405931.html ・ 役員会の議事の手続き等に関する申合せ https://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/sochosaitai/utss-168.pdf ・ 役員会議事録 https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/overview/b01_04_02.html
<p>原則 2-3-2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況</p>		<p>本学では、中期計画及び年度計画に示す雇用方針において、性別、年齢、国籍、障害等の有無にとらわれず、能力、適性に応じた雇用・人事を行い、教職員の多様性を高めることとしています。</p> <p>また、専門的知識や技術を必要とする業務に職員を採用する場合で、競争試験又は配置換その他の方法によって人材の確保が困難なときの取扱について「東京大学職員の選考採用に関する取扱要項」を定め、公募等により幅広く人材を求め、厳正な選考により採用者を決定することとしています。</p> <p>なお、外部の経験を有する人材の登用状況のうち役員の場合について「役員・監事略歴」にその経歴を含めて公表しています。</p> <p>【参照資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中期目標・中期計画 「人事に関する計画 (1) 雇用方針」 https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400145928.pdf ・ 年度計画 「人事に関する計画 (1) 雇用方針」 https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400137225.pdf ・ 東京大学職員の選考採用に関する取扱要項 https://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/sochosaitai/utss-075.pdf ・ 役員・監事略歴 https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/overview/b01_04_01.html
<p>補充原則 3-1-1① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫</p>		<p>経営協議会の学外委員に関しては、法人経営に広く社会の多様な意見を反映させるため、産業界、教育界等多様な分野から選考していますが、方針として取りまとめたものはなく、選考方針を速やかに策定し公表することとしています。</p> <p>また、経営協議会の会議運営に当たっては、審議を活性化させるため以下のとおり工夫を施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学外委員を含め多くの委員に出席いただくため、あらかじめ翌年度一年間の開催日程を設定しています。 ・ 経営協議会の職掌及び権能について「東京大学経営協議会規則」に定め、当該規則に基づき経営に関する議題について厳選し、経営、組織運営等の類型別に整理して審議することとしています。 ・ 会議開催日前に委員へ資料を送付し、事前に議題、資料を確認した

		<p>だくことで、会議当日に十分な審議時間を確保できるようにしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンラインでの開催や、必要に応じて臨時開催、書面審議を実施し、適時適切に法人経営に関する決定が行われるよう取り組んでいます。 ・経営協議会の開催に当たっては、議長である総長が招集するほか、委員5名以上の連名で議長に対して会議の招集を求めることが可能としています。 <p>【参照資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京大学経営協議会規則 https://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_honbun/au07405941.html ・経営協議会委員名簿 https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/public-info/b02_05.html ・東京大学経営協議会における運営方法の工夫 https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400150657.pdf
<p>補充原則 3-3-1 ① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由</p>		<p>総長の選考は、総長選考会議が自ら定める「東京大学総長選考会議内規（総長選考会議可決）」に基づき、以下の選考過程により適正な選考を行い、次期総長予定者を選出した際には「求められる総長像」、「次期総長予定者 選考結果、選考理由及び選考過程」及び「総長選考会議の活動状況」をウェブサイト公表しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 総長選考会議による選考開始の公示、求められる総長像の提示 ② 学内から選出された代議員で構成される代議員会と経営協議会それぞれからの推薦により第1次総長候補者を決定 ③ 総長選考会議は面接を含めた調査により、求められる総長像に照らして第2次総長候補者を決定し、当該候補者氏名を告示 ④ 教授、准教授及び教授会構成員である講師による意向投票を実施 ⑤ 総長選考会議は、候補者に対する面接を含めた調査及び意向投票の結果を考慮し、総長予定者を決定 <p>本年度の総長選考プロセスについては、第三者によって構成された検証委員会から報告書が出され、その報告書を公表したところです。報告書を受けて、学内にタスクフォースを設置し、総長選考の更なる改善、向上に向けて検討に着手しています。タスクフォースからは今年度内に報告書が出される予定ですが、報告書が出されればこれも公表する予定です。</p> <p>【参照資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京大学総長選考会議規則（第5条） https://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_honbun/au07407151.html

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京大学総長選考会議内規（第2章） https://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_honbun/au07407161.html ・ 次期総長予定者の選出について https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/public-info/b02_06.html ・ 東京大学総長選考プロセスのイメージ（流れ図） https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400147170.pdf ・ 求められる総長像 https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400147169.pdf ・ 次期総長予定者 選考結果、選考理由及び選考過程 https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400147168.pdf ・ 総長選考会議の活動状況 https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/public-info/b02_06.html ・ 令和2年度総長選考会議における総長の選考過程の検証報告書 （令和2年度総長選考過程検証委員会） https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400151000.pdf ・ 総長選考会議の組織検討タスクフォースの設置について https://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/sochosaitai/utss-250.pdf <p>【参考資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立大学法人の戦略的な経営実現に向けて ～社会変革を駆動する真の経営体へ～ 最終とりまとめ （文部科学省 国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議） 「国立大学法人の学長は、学長選考会議が、その責任と権限の下、自ら定める基準により主体的に選考することとされている。したがって、学長選考会議が意向投票の結果に拘束されることがあってはならず、例えば、候補者のうちの一人が過半数を獲得するまで意向投票を行うことにより、学長選考会議が、意向投票の結果をそのまま選考結果に反映させ、過度に学内の意見に偏るように受け取られることは避けるべきである。また、学長選考会議が、意向投票を一つの手段として活用する場合には、学長候補者が学内構成員と確固たる信頼関係を築き、その下で強力なリーダーシップを発揮できる能力を有するかどうかの確認の参考とするなど、実施目的や位置付けを明確にして、説明責任を果たすべきである。」 https://www.mext.go.jp/content/20201225-mxt_hojinka-000011934_2.pdf
<p>補充原則3-3-1② 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無</p>		<p>本学では総長の任期は、中長期的な視点で大学の経営・運営に責任を持つことが必要となる点を重視し、中期目標・中期計画の期間に合わせて6年の任期として、「東京大学総長の任期に関する規則」に任期を規定しています。</p> <p>同規則に、総長は引き続いて再任されることができないこと、また、総長が欠けたときの後任の総長は引き続いて1回に限り再任されるこ</p>

		<p>とができることを定め、当該規則を公表しています。</p> <p>なお、総長の任期の在り方については、選考の都度、事前に総長選考会議において慎重に審議して判断しています。</p> <p>【参照資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京大学総長の任期に関する規則 https://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_honbun/au07408361.html
<p>原則3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き</p>		<p>総長の解任の申出については、総長選考会議が自ら定める「東京大学総長選考会議内規（総長選考会議可決）」において解任事由及び手続きを以下のとおり規定し、当該内規を公表しています。</p> <p>○東京大学総長選考会議内規（抜粋）</p> <p>第3章 総長解任の申出 （解任の申出）</p> <p>第12条 総長が、次の各号の1に該当する場合は、選考会議は総長の解任を文部科学大臣に理由を付して申し出るものとする。</p> <p>(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められる場合 (2) 職務上重大な義務違反があると認められる場合 (3) 職務の執行が適当でないため、国立大学法人東京大学の業務の実績が悪化した場合であって、総長に引き続き職務を行わせることが適当でないとして認められる場合 (4) その他総長たるに適しないと認められる場合</p> <p>2 前項第2号、第3号及び第4号による解任の申出は、経営協議会又は教育研究評議会の発議に基づいてこれを行うものとする。 （意見陳述の機会の付与）</p> <p>第13条 選考会議が前条により解任の申出をしようとする場合には、総長に対し、あらかじめ意見陳述の機会を付与するものとする。 （総長への通知）</p> <p>第14条 選考会議が第12条により解任の申出をする場合には、総長に対し、これをその理由とともに通知するものとする。</p> <p>【参照資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京大学総長選考会議規則（第5条） https://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_honbun/au07407151.html 東京大学総長選考会議内規（第3章） https://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_honbun/au07407161.html 東京大学経営協議会規則（第4条第3項） https://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_honbun/au07405941.html 東京大学経営協議会内規（第3条）

		<p>https://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_honbun/au07405951.html</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京大学教育研究評議会規則（第4条第3項） https://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_honbun/au07405961.html ・東京大学教育研究評議会内規（第10条） https://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_honbun/au07405971.html
<p>補充原則3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果</p>		<p>本学では、総長選考会議が、総長の任期（6年）の中間にあたり、総長就任以後3年を経過する日までの間における業務の実績について中間評価を行うこととしており、総長選考会議が自ら定める「東京大学総長選考会議内規（総長選考会議可決）」に基づき、以下の方法により中間評価を行い、当該評価結果及び理由に加え、当該評価を踏まえた今後に向けた期待について総長に通知し、その内容をウェブサイトに公表しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 総長選考会議から、総長へ中間評価に係る自己評価書の提出依頼 ② 総長から、総長選考会議において自己評価書の提出及び説明 ③ 総長選考会議から、会議構成員等に対して自己評価書に対する意見照会 ④ 総長から、会議構成員等に自己評価書の説明 ⑤ 会議構成員等から、自己評価書に対する意見を提出 ⑥ 総長選考会議において、各意見の取りまとめ及び評価案の作成 ⑦ 総長選考会議から、総長へ評価案及び会議構成員等の意見を提示 ⑧ 総長選考会議において、総長への質疑 ⑨ 総長選考会議において、中間評価の決定 <p>※「会議構成員等」とは、経営協議会及び教育研究評議会の構成員（総長、理事を除き、総長選考会議委員を含む）並びに監事をいいます。</p> <p>【参照資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京大学総長選考会議規則（第5条第3項） https://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_honbun/au07407151.html ・東京大学総長選考会議内規（第4章） https://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_honbun/au07407161.html ・中間評価の実施 https://www.u-tokyo.ac.jp/focus/ja/articles/z1303_00001.html ・中間評価結果及び評価理由、今後に向けた期待 https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400099721.pdf

<p>原則 3-3-4 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由</p>		<p>本学では、令和元年度の総長選考会議で検討しました結果、次期執行体制においては、大学総括理事を置かないこととしております。</p>
<p>基本原則 4 及び原則 4-2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況</p>		<p>本学における内部統制の仕組みとして、コンプライアンスに関して基本となる「東京大学コンプライアンス基本規則」を定め、健全で適正な大学運営及び本学の社会的信頼の維持を図ることとしています。</p> <p>その上で、研究倫理、研究費不正使用防止、ハラスメント防止、情報倫理、安全保障輸出管理や各種利益相反に係る個々の規範として、本学構成員が遵守すべき行動規範やコンプライアンス遵守に係る各種方針を以下のとおり策定し公表するとともに、必要に応じてその改正履歴を記録した上で継続的な見直しを図っています。</p> <p>また、コンプライアンスに関する内部通報・外部通報窓口を設置しているほか、内部監査制度を通じて業務及び財務会計に関する内部統制の整備及び運用状況の検証を行っています。</p> <p>【参照資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立大学法人東京大学業務方法書（内部統制に関する基本事項） https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400120210.pdf ・ 東京大学コンプライアンス基本規則 https://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_honbun/au07409921.html ・ 東京大学の科学研究における行動規範 https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/research/ethics/index.html ・ 東京大学科学研究行動規範委員会規則 https://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_honbun/au07408831.html ・ 研究費不正使用防止計画 http://gaibushikin.adm.u-tokyo.ac.jp/huseitaisaku/unjust_prevention/plan ・ 国立大学法人東京大学における競争的資金等の不正使用防止に関する規則 https://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_honbun/au07409331.html ・ 国立大学法人東京大学における競争的資金等の不正使用に係る通報及び調査手続きに関する規則 https://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_honbun/au07411141.html ・ 東京大学セクシュアルハラスメント防止宣言 http://har.u-tokyo.ac.jp/files/user/img/SH_sengen.pdf ・ 東京大学アカデミックハラスメント防止宣言 http://har.u-tokyo.ac.jp/files/user/img/AH_sengen.pdf ・ 東京大学ハラスメント防止委員会規則 https://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_honbun/au0740

		<p>0281.html</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京大学におけるハラスメント防止のための倫理と体制の綱領 http://har.u-tokyo.ac.jp/files/user/img/kouryou.pdf ・東京大学セクシュアルハラスメント防止のためのガイドライン http://har.u-tokyo.ac.jp/files/user/img/SH_guideline.pdf ・東京大学情報倫理ガイドライン https://www.u-tokyo.ac.jp/adm/cie/ja/index.html ・東京大学安全保障輸出管理規則 https://www.u-tokyo.ac.jp/adm/export-control/ja/rule.html ・東京大学利益相反ポリシー http://www.ducr.u-tokyo.ac.jp/content/400103592.pdf ・東京大学利益相反マネジメント規則 https://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_honbun/au07411121.html ・東京大学教職員の利益相反に関するセーフ・ハーバー・ルール http://www.ducr.u-tokyo.ac.jp/content/400103669.pdf ・東京大学コンプライアンス通報窓口の運営に関する細則 https://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_honbun/au07409931.html ・東京大学コンプライアンス通報窓口 https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/rules/hotline.html ※内部通報－学内及び学外に窓口を設置 (公的研究費不正) http://gaibushikin.adm.u-tokyo.ac.jp/huseitaisaku/ (研究不正) https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/research/ethics/index.html (情報倫理) https://www.u-tokyo.ac.jp/adm/cie/ja/index.html (ハラスメント) http://har.u-tokyo.ac.jp/ ・東京大学コンプライアンス相談窓口（学外弁護士事務所に委託、通報前の相談受付） https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/rules/soudan.html ・東京大学内部監査実施要綱 https://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/sochosaitai/utss-164.pdf
<p>原則４－１ 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫</p>		<p>本学は、法令に基づく情報について以下のとおり公表しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育研究上の目的、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、入学者受入方針をはじめとする学校教育法及び同施行規則において公表すべき事項については、全学及び各学部、研究科等ごとの情報にすぐにアクセスできるよう「教育情報の公表インデックス」、「自己点検・評価及び外部評価等に関する報告書等一覧」をそれぞれ作成し、ウェブサイト公表

		<ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人法に定める中期計画及び各事業年度の実績報告並びに財務諸表等について、それぞれインデックスを作成し公表するとともに、義務的開示のほかに詳細な財務構造や経年推移、セグメント別の状況を示した「財務情報」を毎年度作成し、ウェブサイト公表 ・環境配慮促進法の定めにより多様性・持続可能性を推進する教育研究活動や環境安全衛生に関する取組を紹介する「環境報告書」を毎年度作成し、ウェブサイト公表 <p>これらのほか本学独自の取り組みとして、大学が生み出す価値とそれに必要なコストを説明し、それらに理解・共感いただくことで、新たな支援につなげるため、大学が持つ無形の知的資産（非財務情報）を経営理念や経営戦略と結び付け、大学の活動とその成果とともに財務情報との関連性を明らかにする「統合報告書」を毎年度作成し、公表しています。</p> <p>【参照資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育情報の公表インデックス https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/students/edu-data/index.html ・自己点検・評価及び外部評価等に関する報告書等一覧 https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/quality-assurance/self-assessment2016.html ・中期目標・中期計画インデックス https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/overview/b05.html ・財務情報インデックス https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/public-info/b06.html ・環境報告書 https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/actions/public05.html ・東京大学統合報告書 https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/public-relations/IRIR.html ・英語版報告書 VISION & ACTION https://www.u-tokyo.ac.jp/en/about/vision-action.html
<p>補充原則4-1① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況</p>		<p>本学の理念と目標を定めた「東京大学憲章」において、情報の公表に関して「研究活動を自ら点検し、これを社会に開示するとともに、適切な第三者からの評価を受け、説明責任を果たす」こと、「教育・研究活動に必要な学術情報を体系的に収集、保存、整理し、広く社会に発信することに努め」、また、「自らの保有する情報を積極的に公開」することを掲げています。</p> <p>これに基づき本学ウェブサイトにおいて「大学全体」と「学部・研究科、研究所等の各組織別」の案内に分けてそれぞれの情報をわかりやすく公表し、また「入学案内」「教育・学生生活」「研究活動」「社会連携」「産学連携」「国際交流」「卒業生」のタブを設けることにより、目的に応じて必要な情報にアクセスしやすいように情報を整理し、積極的な公表に努めています。</p>

		<p>【参照資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京大学憲章 https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/overview/b04.html ・ 東京大学ウェブサイト https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/index.html
<p>補充原則 4－1 ② 学生が享受できた 教育成果を示す情 報</p>		<p>本学は、「東京大学憲章」において「世界的視野をもった市民的エリート」の育成を理念として掲げ、その教育理念と期待する学生像について東京大学アドミッション・ポリシーとして示し、また、各学部・大学院ごとに学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、入学者受入方針を策定した上で、学生の個性と学習する権利を尊重しつつ、世界最高水準の教育を追求しています。</p> <p>その教育の成果について、大学教育の達成度調査や学生生活実態調査等の本学独自の調査を通じて、本学の教育に対する学生の評価や身につけた能力の自己評価等を把握・分析し報告書としてまとめるほか、本学ウェブサイトにおいて学生の卒業・修了後の状況等を公表しています。</p> <p>【参照資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東京大学アドミッション・ポリシー https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/admissions/undergraduate/e01_01_17.html ・ 学位授与方針／教育課程の編成・実施方針／入学者受入方針（学士課程） https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400137296.pdf ・ 学位授与方針／教育課程の編成・実施方針／入学者受入方針（大学院課程） https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400137297.pdf ・ 大学院研究科等が求める学生像（研究科別一覧） https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400035347.pdf ・ 学生生活実態調査報告書 https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/students/edu-data/h05.html ・ 大学教育の達成度調査報告書 https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/students/edu-data/graduatesurvey.html ・ 教養教育の達成度についての調査 https://www.c.u-tokyo.ac.jp/info/about/assessment/index.html ・ 教育情報の公表 https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/students/edu-data/index.html ・ 学部卒業生の卒業後の状況（東京大学の概要（資料編）より抜粋） https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/admissions/adm-data/e09_01.html ・ 大学院修了者の修了後の状況（東京大学の概要（資料編）より抜粋） https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/admissions/adm-data/e09_02.html ・ 卒業生の教員免許状取得・教員への就職の状況

		https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400143906.pdf
--	--	---

<p>法人のガバナンスにかかると法令等に基づく公表事項</p>		<ul style="list-style-type: none"> ■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 22 条に規定する情報 https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/disclosures/public03_09.html ■医療法施行規則第 7 条の 2 の 2 及び同規則第 7 条の 3 に規定する情報 https://www.h.u-tokyo.ac.jp/about/senkou/ ■医療法施行規則第 15 条の 4 第 2 号に規定する情報 https://www.h.u-tokyo.ac.jp/about/kansa/
---------------------------------	--	--